低炭素建築物新築等計画認定手数料表（適合証あり）

●低炭素建築物新築等計画認定（適合証あり）　　単位（円）

一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）		１件につき	4,700
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅）			
住戸の部分			
	１棟の総戸数が１のもの	１部分につき	4,700
	１棟の総戸数が２以上５以下のもの		9,400
	１棟の総戸数が６以上１０以下のもの		16,000
	１棟の総戸数が１１以上２５以下のもの		27,000
	１棟の総戸数が２６以上５０以下のもの		45,000
	１棟の総戸数が５１以上１００以下のもの		82,000
	１棟の総戸数が１０１以上２００以下のもの		131,000
	１棟の総戸数が２０１以上３００以下のもの		170,000
	１棟の総戸数が３０１以上のもの		185,000
共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分）			
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	１部分につき	9,300
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		16,000
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		160,000
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		200,000
非住宅の部分（住戸の部分、共用部分以外の部分）			
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	１部分につき	9,300
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		16,000
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		160,000
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		200,000
その他の建築物			
	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	１件につき	9,300
	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		16,000
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		160,000
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの		200,000

注記

１　本表は、江東区事務手数料条例の別表第７を抜粋し見やすく加工したものです。

２　本表と区条例とに差異があった場合、条例の記載事項を正とします。

低炭素建築物新築等計画認定手数料（適合証なし）

●低炭素建築物新築等計画認定（適合証なし）　　単位（円）

一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）			
	誘導仕様基準による場合	１件につき	21,000
	誘導仕様基準以外による場合		35,000
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅）			
住戸の部分			
誘導仕様基準による場合			
	１棟の総戸数が１のもの	１部分につき	21,000
	１棟の総戸数が２以上５以下のもの		39,000
	１棟の総戸数が６以上１０以下のもの		56,000
	１棟の総戸数が１１以上２５以下のもの		80,000
	１棟の総戸数が２６以上５０以下のもの		120,000
	１棟の総戸数が５１以上１００以下のもの		182,000
	１棟の総戸数が１０１以上２００以下のもの		261,000
	１棟の総戸数が２０１以上３００以下のもの		340,000
	１棟の総戸数が３０１以上のもの		390,000
誘導仕様基準以外による場合			
	１棟の総戸数が１のもの	１部分につき	35,000
	１棟の総戸数が２以上５以下のもの		69,000
	１棟の総戸数が６以上１０以下のもの		97,000
	１棟の総戸数が１１以上２５以下のもの		137,000
	１棟の総戸数が２６以上５０以下のもの		197,000
	１棟の総戸数が５１以上１００以下のもの		283,000
	１棟の総戸数が１０１以上２００以下のもの		385,000
	１棟の総戸数が２０１以上３００以下のもの		508,000
	１棟の総戸数が３０１以上のもの		600,000
共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分）			
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	１部分につき	109,000
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		138,000
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		180,000
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		280,000
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		359,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		429,000
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		500,000
非住宅の部分（住戸の部分、共用部分以外の部分）			
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	１部分につき	242,000
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		300,000
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		384,000
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		546,000
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		670,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		789,000
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		900,000
その他の建築物			
	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	１件につき	242,000
	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		300,000
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		384,000
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		546,000
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		670,000
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		789,000
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの		900,000

注記

1　本表は、江東区事務手数料条例の別表第７を抜粋し見やすく加工したものです。

2　本表と区条例とに差異があった場合、条例の記載事項を正とします。

低炭素建築物新築等計画変更認定手数料表（適合証あり）

●低炭素建築物新築等計画変更認定（適合証あり）　　単位（円）

一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）		１件につき	3,300
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅）			
住戸の部分			
	１棟の総戸数が１のもの	１部分につき	3,300
	１棟の総戸数が２以上５以下のもの		6,600
	１棟の総戸数が６以上１０以下のもの		11,000
	１棟の総戸数が１１以上２５以下のもの		19,000
	１棟の総戸数が２６以上５０以下のもの		32,000
	１棟の総戸数が５１以上１００以下のもの		58,000
	１棟の総戸数が１０１以上２００以下のもの		93,000
	１棟の総戸数が２０１以上３００以下のもの		122,000
	１棟の総戸数が３０１以上のもの		134,000
共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分）			
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	１部分につき	6,500
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		11,000
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		112,000
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		140,000
非住宅の部分（住戸の部分、共用部分以外の部分）			
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	１部分につき	6,500
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		11,000
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		112,000
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		140,000
その他の建築物			
	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	１件につき	6,500
	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		11,000
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		112,000
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの		140,000

注記

１　本表は、江東区事務手数料条例の別表第７を抜粋し見やすく加工したものです。

２　本表と区条例とに差異があった場合、条例の記載事項を正とします。

低炭素建築物新築等計画変更認定手数料（適合証なし）

●低炭素建築物新築等計画変更認定（適合証なし）　　単位（円）

一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）			
	誘導仕様基準による場合	１件につき	15,000
	誘導仕様基準以外による場合		18,000
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅）			
住戸の部分			
誘導仕様基準による場合			
	１棟の総戸数が１のもの	１部分につき	15,000
	１棟の総戸数が２以上５以下のもの		27,000
	１棟の総戸数が６以上１０以下のもの		40,000
	１棟の総戸数が１１以上２５以下のもの		56,000
	１棟の総戸数が２６以上５０以下のもの		85,000
	１棟の総戸数が５１以上１００以下のもの		128,000
	１棟の総戸数が１０１以上２００以下のもの		184,000
	１棟の総戸数が２０１以上３００以下のもの		241,000
	１棟の総戸数が３０１以上のもの		278,000
誘導仕様基準以外による場合			
	１棟の総戸数が１のもの	１部分につき	18,000
	１棟の総戸数が２以上５以下のもの		37,000
	１棟の総戸数が６以上１０以下のもの		52,000
	１棟の総戸数が１１以上２５以下のもの		74,000
	１棟の総戸数が２６以上５０以下のもの		108,000
	１棟の総戸数が５１以上１００以下のもの		159,000
	１棟の総戸数が１０１以上２００以下のもの		221,000
	１棟の総戸数が２０１以上３００以下のもの		291,000
	１棟の総戸数が３０１以上のもの		342,000
共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分）			
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	１部分につき	57,000
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		72,000
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		96,000
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		156,000
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		205,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		247,000
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		290,000
非住宅の部分（住戸の部分、共用部分以外の部分）			
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	１部分につき	123,000
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		154,000
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		198,000
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		290,000
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		361,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		427,000
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		491,000
その他の建築物			
	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	１件につき	123,000
	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		154,000
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		198,000
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		290,000
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		361,000
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		427,000
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの		491,000

注記

1　本表は、江東区事務手数料条例の別表第７を抜粋し見やすく加工したものです。

2　本表と区条例とに差異があった場合、条例の記載事項を正とします。